

名古屋駅西口駐車場管理規程

- 1 名 称
名古屋駅西口駐車場（通称 エスカ駐車場）
所在地 名古屋市中村区椿町6番9号先
- 2 駐車場管理者
(1) 所在地 名古屋市中村区太閤三丁目1番18号 名古屋KSビル12階
(2) 名 称 株式会社 エスカ
(3) 代表者 代表取締役社長 依田 耕治
- 3 目 次
第1章 総則（第1条 — 第6条）
第2章 利用（第7条 — 第13条）
第3章 駐車料金及び算定等（第14条 — 第17条）
第4章 引取りのない車両の措置（第18条 — 第21条）
第5章 保管責任及び損害賠償（第22条 — 第26条）
第6章 雑則（第27条）

第 1 章 総則

(通則)

第1条 名古屋駅西口駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業日及び営業時間)

第3条 駐車場の営業日は、年中無休とし、営業時間は毎日0時から24時までとする。
ただし、0時から6時の間、車両の入出庫の取り扱いはしない。

(連続駐車日数の限度)

第4条 駐車場の連続利用日数（定期駐車券による利用を除く。）は、一回の駐車ごとに駐車券を受け取った日から起算して7日目までを限度とする。
ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。
(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合。

- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪車を含む。以下同じ）は、積載物又は取付物を含めて、長さ6m、巾2m、高さ2m、及び重量2トンを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両（定期駐車券利用の場合を除く）が入庫するときは、入口自動発券機により「駐車券」の発券交付を受け入庫し空車室に入庫するものとする。入庫の際に係員の指示があるときは、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口に設置の自動精算機において駐車券を返却し、駐車料金を納付した後出庫するか、若しくは場内に設置の事前自動精算機で駐車料金を支払い、車番読取でゲート開となればそのまま出庫するものとする。

3 定期駐車券を使用し駐車する車両（以下「定期駐車券利用者」という。）が入庫するときは、第1項の定めによる駐車券を受け取らず所持する定期駐車券を入口自動発券機上部に設置のRFID受信機にかざし入庫受付をして入庫し、定期駐車としての駐車場所の指定はしないので、空車室に入庫するものとする。出庫するときは、出口の自動精算機上部に設置のRFID受信機に定期駐車券をかざし出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入り口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更できる。

(駐車場内の運行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を、守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 指定した方向に走行すること。
- (4) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (6) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外での喫煙及び火気を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ布、吸殻等のゴミは所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らな
- こと。
- (4) 休憩室において、飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊をしないこと。
- (6) 車両の洗浄、修理等を行うときは、予め管理者の許可をうけその指示に従うこと。

- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取り付物等に損傷を与たり、事故が発生したときは直ちに係員に届出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクの施錠を行い盗難防止に努めること。
- (9) 場内では、営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他駐車場業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は入庫受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は駐車車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両等を損傷し又は汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載又は取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的な物を積載又は取り付けているとき及び液体等により汚損させるおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当の理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する際に所定額の駐車料金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第 3 章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時 間 区 分	料 金 の 額
駐車時間 30 分につき	金 5 0 0 円 (30 分未満は 30 分に切り上げる)
駐車時間 24 時間毎	金 1 0 , 0 0 0 円 (打ち切り)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から、出庫の際同券に記載された時刻までの時間とする。この場合駐車場内での移動、修理、駐車位置の変更等のために車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

2 定期駐車券の種類及び料金は、次の表のとおりとする。

(1) 定期駐車券の種類

種 類	駐車できる日・時間
全日定期券	全営業日の午前0時から午後12時まで
平日定期券	土・日曜日、祝日を除いた午前0時から午後12時まで
夜間定期券	全営業日の午後5時から翌日午前10時まで
二輪定期券	全営業日の午前0時から午後12時まで

※ 夜間閉鎖時間中の自動車の入・出場はできません

(2) 定期駐車券の料金

定期駐車料金は、記載料金の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種 類	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
全日定期券	70,000円	210,000円	420,000円
平日定期券	30,000円	90,000円	180,000円
夜間定期券	20,000円	—	—
二輪定期券	30,000円	—	—

3 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約書で定めるほか、以下に定めるところによる。

- (1) 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸ししてはならない。
- (2) 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。
この場合定期駐車料金の割戻しはしない。
- (3) 定期駐車券利用者がその有効期間、有効日あるいは有効時間を超えて駐車した場合は、超過時間に対し第14条の規定による駐車料金を徴収する。
- (4) 平日定期駐車契約は、当該月の始まり及び終わりの日が土・日曜日、祝日にかかわらず、あるいは当該月の土・日曜日、祝日を除く平日日数にかかわらず月極めとする。(月額駐車料金も当該月の平日日数にかかわらず定額の1か月分とする。)
- (5) 定期駐車券利用者は、定期駐車契約書に記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者は、定期駐車契約書に記載した車両を変更しようとする場合には、予め管理者の承認を得なければならない。
- (6) 定期駐車券利用者が、駐車場内において著しく秩序を乱し、管理上支障を来たすおそれがある場合は、管理者は定期駐車契約を解除することができる。

4 定期駐車券を使用開始した後、不用になった場合、有効期間が1か月以上残っている場合に限り払い戻しをする。この場合の払い戻し額は次による。

- (1) 発売額から、すでに経過した月数分(1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とする。)の定期料金、及び手数料500円を差し引いた残額。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ)が所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは、所定の駐車料金のほかに、その額の2倍に相当する割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の各号により定期駐車券を使用し駐車した場合は定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金のほかに、その額の2倍に相当する割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合。
- (2) 券面の表示事項を改変又は消去した場合。
- (3) 有効期間、有効日あるいは有効時間以外の時に定期駐車券を不正に使用した場合。

第 4 章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第 18 条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第 4 条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して 7 日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前 2 項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第 1 項の規定により指定した日までは、第 5 章に定める保管責任及び損害賠償の規程を適用するが、指定した日を経過した後の、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第 19 条 管理者は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者を確知するために必要な範囲において、車両（車内を含む）を調査することができる。

(車両の移動)

第 20 条 管理者は、第 18 条第 1 項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者に通知し又は駐車場において掲示して、当該車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第 21 条 管理者は、利用者及び所有者が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することが出来ない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から 3 カ月を経過した後、利用者に対し通知し、又は駐車場における掲示板等へ掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に対し通知し、又は駐車場における掲示板等への掲示をして予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し、又は駐車場における掲示板等への掲示をする。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対しその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第 5 章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから出口ゲートが開となるまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両を入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に出口ゲートを開として車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任は負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付け物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付け物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故。
- (2) 当該車両の積載物又は取付け物が原因で生じた事故。
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由により生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置。
- (5) 第13条の規定による措置。

(損害賠償の請求)

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第 6 章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。